

平成27年10月28日

陳情第21号

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員について国への意見書提出を求める陳情書

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員について国への意見書提出を求める陳情書

【陳情趣旨】

厚生労働省は「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について（5局長通知）」や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため『医療分野の雇用の質』の向上のための取組について（6局長通知）」の中で医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきました。また、医療提供体制改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して当該事項に関わるワンストップの相談支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を構築し、各医療機関が具体的な勤務環境改善をすすめるために支援するよう求め、予算化しています。

しかし、日本医労連が2013年に実施した「看護職員の労働実態調査」（回答数32,372）では、「慢性疲労」（73.6%）、「辞めたいと思う」（75.2%）という看護師の実態や、医療の提供についても「十分な看護ができていない」（57.5%）、「ミス・ニアミスの経験がある」（85.4%）という事態に陥っており、これらの状況が前回の調査（2010年）から改善されていないことも明らかになっています。

政府は、「医療機能の再編」によって医療提供体制を改善しようとしていますが、勤務環境の改善なしに医療提供体制の改善はあり得ません。2015年度には新たな看護職員需給見通しが策定されますが、単なる数値目標とするのではなく、看護師等の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医療従事者の勤務環境の改善を実効性あるものにし、医療提供体制を充実していくことが求められています。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書提出を決議していただけるよう陳情いたします。

【陳情項目】

1. 看護師など「夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上」とし、労働環境を改善すること。
2. 医師・看護師・介護職員などを大幅に増やすこと。
3. 国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること
4. 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

平成27年10月28日

小田原市議会議長

武松 忠 様

提出者

横浜市中区桜木町3-9

横浜平和と労働会館3階

神奈川県医療労働組合連合会

執行委員長 土谷 正明 ㊞